



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】インボイス制度（適格請求書等保存方式）

請求書		2025年3月1日
自治労会津総支部 御中		自治労福島県本部
登録番号：T0123456789012		
ご請求金額 328,000円		
2025/1/10 品目A		200,000円
2025/2/10 品目B※		100,000円
※軽減税率対象品目です。		
小計		300,000円
消費税		28,000円
合計		328,000円
記載例です。		
内訳		
10%対象		200,000円
消費税		20,000円
8%対象		100,000円
消費税		8,000円

【図表2】消費税の計算方法

課税売上 A	課税仕入 B
C (非課税仕入+利益)	
課税売上A－課税仕入B＝C（非課税仕入+利益） Cに対する消費税を納めることになります。 インボイス制度の導入により「課税仕入B」を明確（正確）に把握することができるようになります。	

紙面学習

シリーズ②6 『インボイス制度の弊害』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の26回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話し合ってみてください。

▼シリーズの第26回目は、「インボイス制度の弊害」についてです。

▼【図表1】をご覧ください。まず「インボイス制度」とは、国税庁のホームページによると「税率が複数あっても、事業者の方が消費税を正確に納めていただけるように、消費税の金額等を書いた請求書・領収書等（インボイス）を

基に計算する仕組みです」となっています。その「適格請求書」の例を記載したのですが、まず事業者登録をし、その登録番号を記載する必要があります。消費税分も本来の10%分と軽減税率8%分とが分かるように記載する必要があります。ちなみに、軽減税率については、19年10月に税率が8%から10%に引き上げられた際に、消費者の負担を緩和す

当面の日程

■3月8日（土）
○10:00～総支部執行委員会
○13:00～総支部第62回定期大会（ホテルニューパレス）

■3月14日（金）
○18:00～同 新旧合同役員会（福島GP）

■3月15日（土）
○9:00～県本部新旧合同専従者会議（福島GP）
○13:30～県本部第20年次自治研専門部会中間報告会（県青少年会館）

るために飲食料品など一部の対象品目について8%のまま据え置かれたというものです。対象品目の代表的なものは次のとおりです。

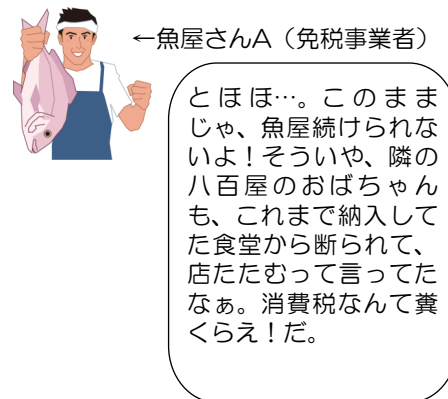
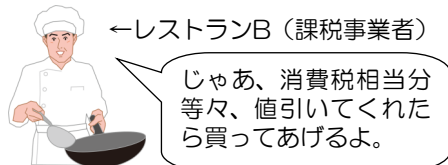
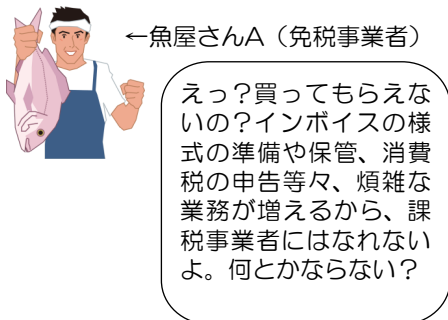
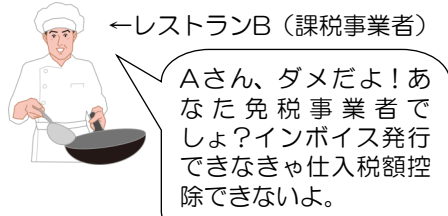
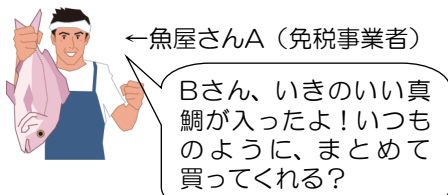
- ① 定期購買契約により週2回以上発行される一般社会事実を掲載する「新聞」
- ② スーパーなどで販売されている食品や飲料
- ③ テイクアウトの食品や飲料
- ④ 栄養機能食品・健康食品
- ⑤ 宅配の食品や飲料
- ⑥ 有料老人ホームなどで提供される飲食物

①の新聞がなぜ軽減税率対象なのか、疑問に思いませんか？ここにも「闇」がありそうですが、今回は触れません。

▼【図表2】は消費税の計算方法の説明です。課税売上（A）から課税仕入（B）を引いて、自分の納める消費税を算出します。複数税率となったことで、税率毎に納税額の

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

【図表3】デメリット



計算が必要となるため、事業者の事務負担が増加するという課題がありました。また税務署でも納税された消費税額の確認に手間がかかるという問題が生じたこと等から、売り手に対して、本来の税率対象品目と軽減税率対象品目等々が明記されたインボイスの発行と、その写しの保存を義務付けた訳です。

▼さて、ここからが本題です。このインボイス制度、いいことばかりではなく、次のようなデメリット（弊害）があります。

▼まず、消費税においては、基準期間の課税売上高が1千万円以下の事業者（免税事業者）については納税義務が免除されています。この免税事業者が大きな影響を受けることになります。【図表3】をご覧ください。分かります。

漫画風にしてみました。改めて、「引き続き免税事業者のままでいること」のメリット・デメリットを整理します。

■メリット

- 消費税の納税義務がない。
- インボイス制度に対応した煩雑な作業が不要となる。

■デメリット

- 取引が不利になる場合や、継続できなくなる可能性がある。
- 適格請求書（インボイス）を発行できない。
- 支援措置や補助金を活用できない。

※支援措置や補助金↓インボイス制度に対応するための会計ソフトの導入や、ハードウェアの購入に対する補助。免税事業者から適格請求書（インボイス）発行事業者になった場合に、消費税の納税額

が売上税額の2割まで軽減される（2割特例）等

▼免税事業者のままでいることにより、取引先から一方的に「契約内容の変更」や「取引停止」等された場合には、下請法や独占禁止法に抵触する可能性があるということです。ここで、「公益通報者保護窓口」に相談しましょう」というようにはなっているようです。しかし、細々と営業している個人事業主が、窓口相談するというのは、なかなかハードルが高いような気がします。また、免税事業者の中には、代々日本の伝統を守り抜いてきた事業者もいるはずで、こういった事業者をも廃業に追い込んでいく可能性がある制度、それが「インボイス制度」です。この問題を含め、消費税を廃止すれば、全てが解決する訳です。

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



（坂内）

▼ようやく春めいてきたような感じがですね。記録的な豪雪だった会津若松市内ですが、細い路地に入ると、まだまだ豪雪の爪痕が残っている所があります。この時期は「三寒四温」ということで、三日間くらい寒い日が続き、次の四日間くらいが暖かく…これが繰り返されるといふことですね。まさに3日（月）からは寒気が入り込み雪の日もあるようです。気温差が激しい時期、体調管理は万全にしたいですね。



編集後記

▼ようやく春めいてきたような感じがですね。記録的な豪雪だった会津若松市内ですが、細い路地に入ると、まだまだ豪雪の爪痕が残っている所があります。この時期は「三寒四温」ということで、三日間くらい寒い日が続き、次の四日間くらいが暖かく…これが繰り返されるといふことですね。まさに3日（月）からは寒気が入り込み雪の日もあるようです。気温差が激しい時期、体調管理は万全にしたいですね。



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！